

令和7年度 船橋市立若松小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、いじめが原因（又は原因と思われる理由）で児童が欠席した時は、担任は管理職に報告する。管理職は速やかに教育委員会の担当課へ連絡をする。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・ 児童の豊かな情操と道徳的心情を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 特別の教科「道徳」の時間の指導方法についての研究を進め、教員の指導力を向上させるとともに、児童の道徳的実践力を高める。
- ・ 道徳教育の充実に努め、家庭や地域との連携を図りながら規範意識を高める。
- ・ 生徒指導の機能を生かした授業を展開し、児童の存在感を高める授業づくりを進める。
- ・ いじめ防止に向けた小中連携を強化し、いじめ防止につながる児童会の自主的な活動に対する支援を行う。
- ・ いじめの加害、被害だけでなく、傍観者的立場の児童をつくらない学級経営に留意する。
- ・ 児童の意識と行動力を高める活動を推進するとともに校内の教育相談体制を整

え、教育相談活動の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、「ひまわりボックス」の活用等、その他の必要な措置を生徒指導部により講ずる。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、教頭や教育相談担当者、スクールカウンセラー、生徒指導部を中心とした相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけて実施し、若松小中学校で連携して、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- 小中運営委員会を中心にいじめ防止に向けた小中連携を図る。
- 必要に応じ、スクールカウンセラーや外部機関との連携を図り、教職員の実践的指導力の向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、情報モラルについての研修を行い、児童への指導に役立てる。
- 高学年を中心に外部講師を招き、情報モラルの啓発を行う。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、家庭や地域に対する啓発活動を行う。

⑤ 地域や家庭との連携

- 地域や家庭に対していじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携を図る。
より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

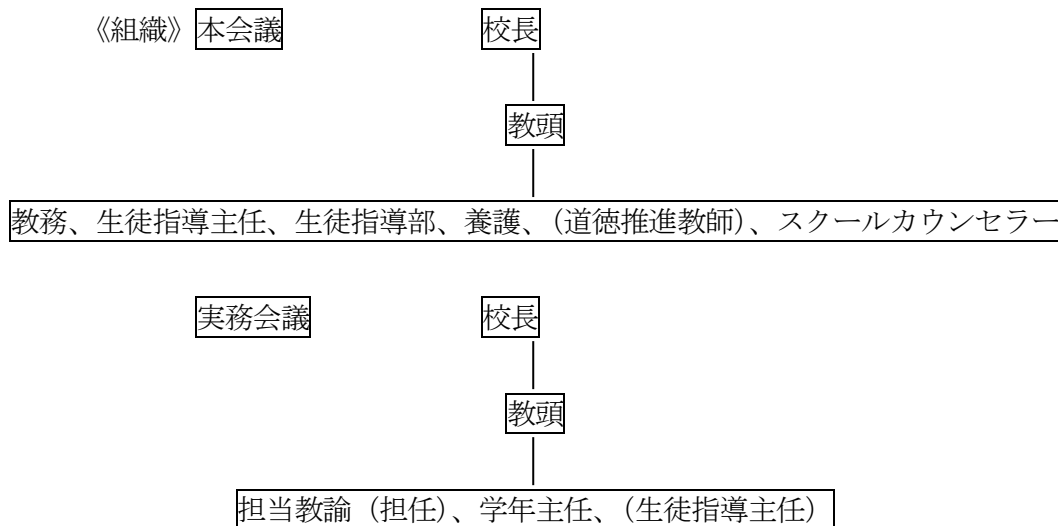
⑥ いじめの防止等のために船橋市が実施する施策

- 令和3年度より「船橋市いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」）」を設置し、いじめ問題対策に関する連絡協議、情報交換、意見聴取を行い、実効的ないじめ防止等に取り組んでいく。連絡協議会は、学校関係者、教育委員会、児童相談所、地方法務局及び警察関係者等の委員で構成する。
- 連絡協議会との連携の下に本基本方針に基づく対策を実効的に実行するために「船橋市いじめ問題調査委員会」を設置する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止といじめの早期発見に向け、生徒指導部を中心とした「いじめ対策委員会」を設置する。



※この会議には、必要に応じて、他の関係する教職員を加えることができる。

《活動内容》

- ・ いじめ事案の早期発見
- ・ 年3回実施するアンケート調査の内容検討（6月・11月・2月実施予定）
- ・ 傍観者をつくらない指導
- ・ 「ひまわりボックス」によるいじめ通報の確認
- ・ 教育相談内容の確認
- ・ いじめ防止等に関する研修の企画と実施

《開催日》

- ・ 行事に位置付けられた生徒指導部会で実施する。
- ・ いじめ事案が発生した場合は、緊急開催とする。
- ・ 児童会が中心となり「いじめ0運動」を全校で実施する。

② いじめに対する措置

- ・ いじめを確認したり相談を受けたりした場合は、担任や関係教員が速やかに事実の確認を複数人で行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、緊急に「いじめ対策委員会」を開催し、いじめをやめさせるための指導と再発を防止するための指導の内容を検討する。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめを行った児童の保護者へ連絡し、早急に来校してもらうとともに、事実の確認といじめの再発防止に向けた

助言を継続的に行う。

- いじめを受けた児童の経過観察を継続的に行い、保護者との連絡を密にして精神的な面を支える。
- いじめを行った児童といじめを受けた児童の各々の保護者について、立場や状況を踏まえた上で話を聞き、事実の確認と教員間の情報共有をしっかりと行う。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、船橋市教育委員会及び所轄警察署をはじめとした外部機関と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 船橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 以上の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 以上の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 必要に応じて、スクールカウンセラーや外部機関との連携を図る。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、学校評価の内容を受け、生徒指導部会で「学校いじめ防止基本方針」の見直し等を行う。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること
- いじめの再発を防止するための取組に関すること